

腐食(錆)の補償【自動車メッキ部品以外】(1)

趣旨

道路陥没事故現場の周辺で確認されている金属メッキ等(自動車メッキ部品以外)の黒色に変色した腐食(錆)については、破損した流域下水道管から発生する硫化水素の影響を否定できないため、その交換等に要する費用を損失として補償します。

対象者

陥没箇所から概ね200メートルの範囲(4ページ参照)に所在する住宅等の設備・備品等の所有者を対象とします。

上記以外の方については、被害が生じている場合は、個別の相談に応じます。

対象期間

令和7年1月29日から埼玉県下水道事業管理者が別に定める日(現時点では流域下水道の仮排水管(バイパス管)の撤去工事が完了するまでの間と想定しています。)までの間とします。

区分と補償額

別表(3ページ)のとおり

手続方法

原則、次の電子申請フォーム(URLまたはQRコード)からお申し込みください。お申込みいただいた後、訪問の日程調整のためこちらからご連絡いたします。

URL:

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=113851



電子申請が困難な場合は、申込書(5ページ)をご記入いただくとともに、近隣住民専用ダイヤル(2ページ)にお電話ください。お電話いただいた後、訪問の日程調整のためこちらからご連絡いたします。申込書は職員が訪問した際にお受け取りいたします。

必要書類:

- ①【自転車の場合のみ】自転車防犯登録カード(所有者控え)の写し(訪問時に確認・撮影させていただきます)*1
- ②契約者の本人確認書類(運転免許証等 個人の方のみ)
- ③振込先口座情報の分かる資料(通帳の写し等)
※②、③は契約締結時にご提出いただきます。他の申込みで提出済みの場合は不要です。

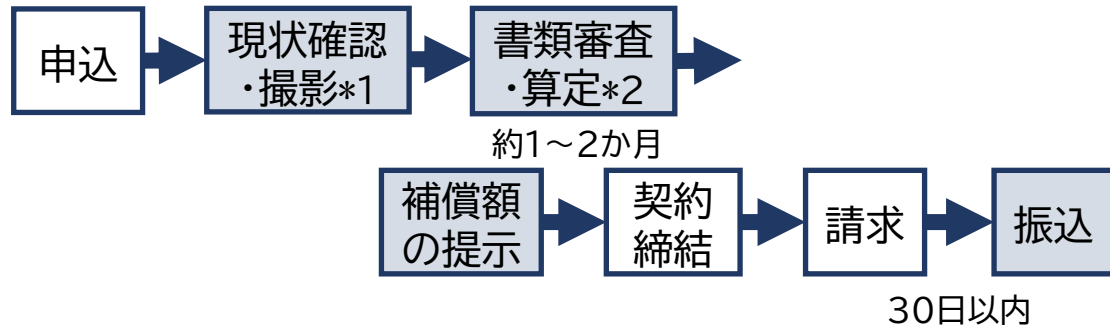
腐食(錆)の補償【自動車メッキ部品以外】(2)

申込期間

原則 令和8年4月6日(月) ~ 令和8年9月30日(水)

※申込期間は、対象期間の終期設定に応じて延長する可能性があります。

補償までの流れ(水栓のみの場合)



留意事項

*1 お申込み後、職員が訪問し、申込者と一緒に現状確認を行い、写真撮影を行います。その際に補償申込の対象となる錆びた設備・備品等を特定いたします。

また、対象が自転車の場合は防犯登録カード(所有者控え)も撮影させていただきます。

*2 補償額については、原則として標準的な設備・備品等の交換等に要する費用を基準として算定させていただきます。

ご連絡先窓口

○電話

近隣住民専用ダイヤル 平日午前9時~午後5時

○メールアドレス

a5440-99@pref.saitama.lg.jp
埼玉県下水道局下水道管理課 補償担当

○現地対策本部

〒340-0812 八潮市中馬場52-2
八潮新都市建設事務所内 埼玉県下水道局現地対策本部補償担当

窓口が混み合いますので、ご来所いただく場合は、大変お手数ですがお電話または電子フォーム(下記)にて事前予約をお願いします。

<https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList/initDisplayResult>

「キーワードで探す」

→「補償申込窓口予約」でキーワード検索

→ご希望の月のフォームを選択しメールアドレスを入力

→受信したメールに記載のURLから手続画面へ

→氏名等の必要事項を入力し、希望の時間枠を選択してください



腐食(錆)の補償【自動車メッキ部品以外】(別紙)

	区 分	補 償 条 件	補 償 内 容 (原 則)	
1	自転車	金属メッキ部品に生じている錆が硫化水素による錆の特徴でもある黒色の錆であること(例:4ページ写真参照)	①部品の交換に要する費用 ②自転車の購入に要する費用(①が②を上回る場合) ③錆防止用スプレーの購入に要する費用*3	①または② +③
2	建築設備・備品	金属メッキ部品等に生じている変色や錆が硫化水素による腐食の特徴でもある黒ずんだ変色や黒色の錆であること(例:4ページ写真参照)	①部品の交換に要する費用	①
3	銀製アクセサリー類	アクセサリーに生じている変色が硫化水素による腐食の特徴でもある黒ずんだ変色であること	①色戻しに要する費用	①
4	その他(銅製品など)	金属部等に生じている変色や錆が硫化水素による腐食の特徴でもある黒ずんだ変色や黒色の錆であること(個別にご相談ください)	①部品の交換に要する費用 ②当該製品(同等品)の買換に要する費用(①が②を上回る場合)	①または②
		家電製品の場合は、硫化水素の影響による故障であること。(個別にご相談ください) ※令和8年3月末以降は必ず修理・交換を行う前にご相談ください。 ※経年劣化等による故障と判別がつかないなど硫化水素による影響であると認めることが困難な場合は補償対象になりません。	①部品の交換に要する費用 ②当該家電製品(同等品)の買換に要する費用*4(①が②を上回る場合)	①または②

*3 腐食(錆)の再発を防ぐため、錆防止用スプレーの購入に要する費用を加算する。

*4 補償額は、原則として故障した製品の減耗分控除後の額を超えないものとする。

補償の範囲



出典：国土地理院ウェブサイト(地理院地図を加工して作成)

【参考】腐食(錆)の例

○自転車



○水栓



○浴室シャワー掛け



○タオル掛け

